

# 3月定例会の概要

3月定例会が、2月20日から3月24日までの33日間、開催されました。

開会日の2月20日には、「平成29年度鈴鹿市一般会計予算」など20件の議案が市長から提出され、提案説明が行われました。また、「和解について」の議案質疑を行いました。

3月1日には、「和解について」を可決し、その他の議案質疑を行いました。

2日には6会派が代表質問を行い、3日、6日、8日、9日にかけては、20名の議員が一般

質問を行いました。

また、9日には、「平成28年度鈴鹿市一般会計補正予算(第4号)」など2件の追加議案が市長から提出され、当初議案とともに10日、13日、15日、21日に各委員会での審査を行いました。

24日には、付託案件の委員長報告があり、全議案可決しました。

また、市長から提出された「鈴鹿市副市長の選任同意について」など3件の追加議案について可決し、閉会しました。

## 各委員会での主な議案審査状況

### 総務委員会

#### 議案第14号 鈴鹿市自転車駐車場管理条例の一部改正について

#### 自転車駐車場の運営方法が変わります（平成30年4月1日施行）

(概要) 白子駅周辺の3カ所の自転車駐車場は、指定管理者による施設管理を行っていますが、自転車駐車場の料金は、利用者から指定管理者が徴収し、それを本市に納付しています。

この料金の体系を、指定管理者が自らの経営努力を発揮しやすくさせるとともに、本市の会計事務の効率化を図るため、地方自治法第244条

の2第8項の規定に基づき、当該施設の利用料金を直接、指定管理者の収入とすることに改め、これに伴う規定の整備を行おうとするものです。

この改正については、現在の指定管理期間が平成29年度末をもって終了となるため、新たに指定管理期間が開始される平成30年4月1日の施行としています。

**Q.** 本市と指定管理者の契約ごとに、自転車駐車場の利用料金を個別に設定するのか。

**A.** 個別に利用料金を設定するのではなく、本市で自転車1台あたりの利用料金の上限を定めて、その金額以下での運営となりますので、指定管理者によって価格設定は違います。

